

知っておくと便利なこと

初めに行うこと

営業時間 ・ 休業日

滞在許可と帰化

個人賠償責任保険

お酒 ・ タバコ ・ 薬物

ペット

スイスで他の人々とともに暮らす

初めに行うこと

Basel-Stadt州に引っ越ししたばかりですか？ その場合は14日以内に住民局に届け出をしてください。本人が住民局に届け出ると、個々に歓迎のあいさつの面談が行われます。

役場への届け出

Basel-Stadt州に引っ越してきた人は全員、14日以内に居住地[Basel][Riehen][Bettingen]（Basel][Riehen][Bettingen]、Riehen][Bettingen]、Bettingen[）の住民局に届け出なければなりません。

スイス人、またはEUとEFTA加盟国出身者は、
書面[E-Umzug CH]、E-Umzug CH]、または直接Basel-Stadt][Riehen][Bettingen]、Riehen][Bettingen]、Bettingen]の住民局に届け出ることができます。

EU加盟国やEFTA加盟国出身者以外は、
Kundenzentrum Spiegelhofにある住民局[Einwohneramt]（Einwohneramt[）へ届け出てください。そこでは生体情報の登録を行います。届け出には手数料が必要です。

住所:

Kundenzentrum Spiegelhof
Spiegelgasse 6
4001 Basel
Tel. 061 267 70 60

届け出に必要な物は？

持参する書類を事前によく確かめてください。

それらの書類は、ドイツ語、フランス語、イタリア語、英語でなければなりません。

必要な書類:

- 届け出用紙[Anmeldeformular][（Anmeldeformular[）]。事前に記入しておいてください。
- 有効なパスポートあるいはIDカード[EU/EFTA（EU/EFTA加盟国出身者）のカラーコピー
- 住居の賃貸契約書あるいは住居証明

下記の書類は場合によって必要となります。

- 査証
- 雇用契約
- 逮捕歴に関する申告
- 婚姻証書
- その他必要に応じて

州内で引っ越した場合やBasel-Stadt州から引っ越す場合も、住民局への届け出が必要です。

EU加盟国やEFTA加盟国の出身者でなく、すでにスイスに住んでいる場合は、他州からBasel-Stadt州へ引っ越す前に移民局の同意を得てください。同意がなければ、届け出はできません。

歓迎のあいさつと面談

住民局への届け出の際には、個人面談を行います。歓迎のあいさつをし、質問があれば答え、バーゼルでの生活について説明をします。

詳細（リンク、連絡先、冊子、リーフレット）

www.hallo-baselstadt.ch/ja/good-to-know/first-steps

営業時間 ・ 休業日

スイスのほとんどの店舗は日曜日に営業していません。ただし、駅構内にある店舗は例外です。祝日は州（カントン）によって異なります。

祝日

祝祭日は労働法で定められ、日曜日と同じ扱いになります。8月1日（建国記念日）は、法によりスイス全国で祝日とされますが、他は州ごとに独自の祝日を8日定めることができます。Basel-Stadt。Basel-Stadt州では次の祝祭日が定められています。元日（1月1日）、聖金曜日（イースター前の金曜日）、復活祭月曜日、メーデー（5月1日）、昇天祭（イースターから40日後の木曜日）、聖霊降臨祭月曜日、建国記念日（8月1日）、クリスマス（12月25日）、ボクシングデー（12月26日）

店舗の営業時間

店舗の営業時間は州によって異なります。Basel-Stadt。Basel-Stadt州では月曜日から金曜日の朝6時から夜8時まで営業できますが、実際の営業時間は店によって異なり、これより短いところもあります。土曜日は平日より早く夜6時頃に閉店、日曜日は定休日という店がほとんどです。例外は駅構内にある店舗やガソリンスタンド、住宅地にある小さな商店で、通常は週7日間毎日、他よりも朝は早く、夜は遅くまで営業しています。

官公署の受付時間

州の官公署の受付時間は、通常、月曜日から金曜日の午前8時から12時と午後2時から5時までとなっています。午後1時半から受付を開始したり、電話での受付時間がこれより長い部署もあります。窓口の受付時間については、事前に電話やインターネットで問い合わせた方がよいでしょう。

詳細（リンク、連絡先、冊子、リーフレット）

www.hallo-baselstadt.ch/ja/good-to-know/opening-hours--holidays

滞在許可と帰化

スイスに長期間滞在し、働くためには許可証が必要です。滞在許可証と定住許可証にはいくつかの種類があります。

許可証の種類

スイスで就労および3ヶ月以上滞在する際には、州の移民局[Migrationsamt] (Migrationsamt) が発行する許可証が必要になります。許可証には、短期滞在許可証（1年以内）、滞在許可証（期限付き）、定住許可証（無期限）、越境労働者許可証があります。

- 短期滞在許可証[L][L] (L[L]): L許可証は特定の目的で一定期間（ほとんどの場合1年以内）スイスに滞在するための許可証です。3ヶ月から1年の期間にスイスでの就労が可能と立証（雇用契約）されたEUおよびEFTA加盟国の国籍保持者は、ほとんどの場合[L]、L許可証を受けることができます。
- 滞在許可証[B][B] (B[B]): B許可証は長期滞在者に発行されます。1年以上の期間スイスで就労が可能と立証（雇用契約）されたEUおよびEFTA加盟国の国籍保有者は、ほとんどの場合[B]、B許可証を受けることができ、5年間の滞在が許可されます。これ以外の国籍保有者の滞在許可期間は1年で、許可証は毎年更新されなければなりません。更新の際には、ドイツ語コースへ通うなど、申請者に条件が課されることがあります。申請者に滞在延長の請求権はありません。更新が却下される理由としては、犯罪をおかした、社会扶助が必要、などが挙げられます。6ヶ月を超えて外国に滞在し続けた場合、滞在許可は失効となります[B]。B許可証は難民認定を受けた場合にも発行されます。
- 定住許可証[C][C] (C[C]): C許可証はスイスに5年または10年滞在したあとに発行されます。ここでもEU/EFTA、EU/EFTA加盟国の出身者と第三国の出身者では条件が異なります。外国へ転居した場合は、特定の条件下で最大4年間、許可証の維持が可能です。その際には、移民局への申請が必要です。
- 暫定滞在許可証[F]: (F): 難民と認定されない場合も、暫定的にF許可証を受けることができます[F]。F許可証は毎年更新されなければなりません。

外国人登録証

スイスに住む外国人には外国人登録証[Ausländerausweis] (Ausländerausweis) が発行されます。登録証の種類は各種の基準によって異なり、外国からの転入者はクレジットカード形式の生体認証付き登録証を受け取ります。また、届出の際には指紋採取と顔写真撮影も行います。登録証が紛失・盗難にあった場合はただちに警察に届け出てください。警察の紛失届と出身国のパスポートもしくはIDカード[EU/EFTA (EU/EFTA加盟国出身者) のコピーがあれば、移民局[Migrationsamt] (Migrationsamt) で新しい登録証を発行してもらうことができます。

更新

滞在許可証の種類と国籍により、次の更新までの期間が異なります。更新が必要な時期になると申込用紙「Verfallsanzeige」（Verfallsanzeige）が各自に届きます。この用紙に記入し、雇用主の承認を得たのち、移民局「Migrationsamt」（Migrationsamt）に、母国のパスポートまたはIDカード「EU/EFTA（EU/EFTA加盟国出身者）」のコピー1枚を添えて提出してください。詳細は移民局にお問い合わせください。

普通帰化

スイスに10年以上定住すると、連邦に帰化許可の付与を申請できます。8歳に達してから18歳になる前までスイスで暮らしている場合、その間の滞在年数は2倍で計算します。帰化に関する最も重要な条件は、規定の居住期間に達していること、ドイツ言語を習得していること、インテグレーション（社会統合）していること、負債や犯罪歴がないことです。

簡易帰化

簡易帰化は特定の法的条件を満たした場合、主にスイス人の外国人配偶者および両親の1人が外国人である子どもに適用されます。簡易帰化では、帰化の決定権を持つのは連邦のみです。

詳細（リンク、連絡先、冊子、リーフレット）

www.hallo-baselstadt.ch/ja/good-to-know/residence-permit

個人賠償責任保険

スイスでは、個人賠償責任保険への加入が強く推奨されています。これにより誤って誰かに損害を与えてしまったときの費用がカバーされます。

個人賠償責任

他人を傷つけてしまったり、誰かの所持品を破損してしまったときは、それが意図したものではないとしても、費用を負担しなければなりません。その費用はかなり高額になることもあります。たとえば、スキーで滑っているときに誰かに怪我を負わせてしまったら、その賠償費用は何万フランという額になることもあるでしょう。

個人賠償責任保険

賠償責任が問われて経済的困難に陥らないよう、個人賠償責任保険 Privathaftpflichtversicherung (Privathaftpflichtversicherung) に加入する必要があります。ほとんどの民間保険会社で個人賠償責任保険を扱っており、一世帯全員が一緒に加入できるものも多くあります。個人賠償責任保険は義務ではありませんが、加入することをお勧めします。

保険の補償内容

個人賠償責任保険は、被保険者が第三者に怪我を負わせる、または、第三者の持ち物を破損してしまった場合の、修理費、治療費、賃金補償、慰謝料など賠償費用をカバーします。ペットによる損害にも適用されます。ただし、同じ世帯内で起きた損害、または、損害に故意および重大な過失が認められる場合、保険金は支払われません。

詳細 (リンク、連絡先、冊子、リーフレット)

www.hallo-baselstadt.ch/ja/good-to-know/personal-liability-insurance

お酒 ・ タバコ ・ 薬物

違法薬物の所持、消費、販売は犯罪です。お酒とタバコの販売には年齢制限があります。

薬物

違法薬物の所持、消費、販売は、少量であっても罪に問われます。どの薬物が違法かは麻薬法[Betäubungsmittelgesetz] (Betäubungsmittelgesetz) で規定されています。違法薬物の営利目的の売買は厳重に処罰されます。

お酒とタバコ

お酒とタバコの販売には年齢制限があります[Basel-Stadt]。Basel-Stadt州では16歳以下の児童や青少年へのタバコ製品とアルコール飲料の販売を禁止しています。アルコール分の高い蒸留酒など、一部は18歳まで制限されています。

禁煙

禁煙ルールは州によって異なります[Basel-Stadt]。Basel-Stadt州は連邦が定める受動喫煙予防に関する法律と州の飲食・旅館業法に従っています。喫煙が禁止されている場所は以下の通りです。

- 気密性の高い公共施設の室内（病院、官公署、学校、美術館、映画館、劇場、電車とバス、店舗とショッピングセンター）。
- 仕事をしている人が数人いる室内。

レストランで喫煙できるかどうかは場所の大きさによります。また別室に喫煙ルームを設けているレストランもあります。

詳細（リンク、連絡先、冊子、リーフレット）

www.hallo-baselstadt.ch/ja/good-to-know/alcohol--tobacco--drugs

ペット

ペットの飼主はいくつかの規則を守らなくてはなりません。ペットの種類や住宅によっては飼育が禁止されていることもあります。犬は州に登録しなければなりません。

ペットを飼う

賃貸住宅ではグニーピッグ、ハムスター、カナリア、魚など小型のペットを飼うことが許されています。これより大きな動物（猫、小型犬なども含む）になると、賃貸契約で飼育を禁止されていることがあります。家主は大きな音を出したり危険な動物の飼育を禁止することができます。また、飼主は動物保護法を守らなくてはなりません。例えば、特定の種（ウサギなど）は単独飼いが禁止されています。ケージの大きさや作りにも最低基準が設けられています。スイスでは多くの種類の動物（外来種）の輸入が禁止されており、その他については獣医局の許可が必要です。

犬

Basel-Stadt州には犬に関する法律があり、飼主に遵守の義務を課しています。詳細はかかりつけの獣医にお尋ねください。

- スイスでは、全ての飼犬にマイクロチップが埋め込まれ、データベースに登録し犬登録証（クレジットカードサイズ）が発行されます。この登録証はEU諸国への入国に必要なペットパスポートとはみなされません。
- 犬は州に登録しなければなりません。その際にはオンライン登録用紙を利用してください。毎年税金を支払うほか、どの犬に対しても賠償責任保険[Haftpflichtversicherung]（Haftpflichtversicherung）の加入が義務付けられています。
- 飼主は自分で糞を拾って処理しなければなりません。違反すると罰金が課されます。
- 犬種（ビットブル、ロットワイラーなど）によっては特別な許可が必要になります。
- 一般的に、町の公園や子どもの遊び場に犬を連れて入ることは禁じられています。州の「Mapserver」には、犬を放してもよい区域や犬の遊泳場所が示されています。

詳細（リンク、連絡先、冊子、リーフレット）

www.hallo-baselstadt.ch/ja/good-to-know/pets

スイスで他の人々とともに暮らす

どの国にも独自の文化があります。スイスにもいくつか知っておくべき「暗黙の了解」があります。

異なる文化

スイスにはさまざまな文化とメンタリティーがあります。これは国語が4つあることにも関係しています。ドイツ語圏スイスでは普通だと思われていることが、フランス語圏スイスではまったく違ったりします。また都市部と地方でも大きな違いがあります。それでもスイスには全国に共通する伝統が今も残っています。

挨拶

例えばあいさつをするとき、スイスでは目を見ながら握手をします。異性とあいさつするときも同じです。バーゼルでは「Grüezi」「Grüezi」（グリュエッツィ）」と言い、よく知っている人には「Sali」「Sali」（サリー）」や「Hoi」（ホイ）」と言います。地方では、知らない人同士でも路上であいさつを交わします。

スイスでは礼儀が大切です。そのため「ありがとう」「Danke（Danke ダンケ）」や「どういたしまして」「Bitte（Bitte ビッテ）」がよく使われます。店やレストランでは「ダンケ」と「ビッテ」が何度も繰り返されます。

時間厳守

スイスでは、特に職場で時間厳守がとても重要視されます。5分以上遅れるときは、事前にその旨を連絡してください。誰かに会おうとしていますか？ そのときは事前に約束をしましょう。

遠回しの表現

スイスでは、批判は遠回しに表現します。少しほのめかす程度です。それでも、相手はそれを汲みとってくれると思っています。まだそれほどドイツ語ができなれば、これは特に難しいことでしょう。

また、争いを避けることも多々あります。もしかしたら、隣人が何か不満に思っている気がしますか？ そんなときは直接住まいを訪ねるのではなく、手紙を書きましょう。相手の言わんとしているところがきちんとわかったかどうか不安ですか？ そう思ったときは、もう一度聞き直してください。

詳細（リンク、連絡先、冊子、リーフレット）

www.hallo-baselstadt.ch/ja/good-to-know/coexistence-in-switzerland